

(証券コード 2994)

2022 年 9 月 14 日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目 15 番 46 号
株 式 会 社 ア ン サ ー ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 取 締 役 社 長 三 谷 俊 介

第 7 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第 7 期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022 年 9 月 28 日（水曜日）午後 6 時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2022 年 9 月 29 日（木曜日）午前 10 時 00 分
2. 開催場所 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目 15 番 46 号
株式会社アンサーホールディングス本店 3 階会議室

3. 目的事項

報告事項

第 7 期（2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで）事業報告の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 第 7 期（2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで）計算書類承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 監査役 1 名選任の件

以上

- ~~~~~
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
(当社ウェブサイト <https://answerholdings.co.jp/>)
 - ・ 新型コロナウイルスの感染が広がっております。本総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会生活や経済活動が様々な制約を受ける状況が続きました。ワクチン接種の進展や各種政策等の効果により、経済活動の正常化が期待されるものの、変異株の発生やウクライナ情勢等に関する世界的な経済活動の停滞感が懸念されるなど、依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社は、2022年1月20日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market への株式上場を果たし、経営・ガバナンス体制の更なる強化を図ってまいりました。また、同年4月1日付で子会社同士の合併を実施し、賃貸管理事業の統合による経営資源の集中と経営の効率化を図ってまいりました。業績面につきましては、上場関連費用の発生等がありましたが、子会社からの経営指導料収入が下半期を通じて寄与したことから、堅調に推移いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は125,589千円(前期比30.5%増)、営業利益は5,417千円(前期比63.0%増)、経常利益は5,310千円(前期比25.5%減)、当期純利益は6,868千円(前期比0.9%減)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において、新たな設備の投資、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、新株発行による資金調達、借入による資金調達等はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

2022年4月1日を効力発生日として、当社子会社の株式会社アンサー倶楽部は、当社子会社であった株式会社 four leaf clover を吸収合併いたしました。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第4期 (2019年9月期)	第5期 (2020年6月期)	第6期 (2021年6月期)	第7期 (当事業年度) (2022年6月期)
売上高 (千円)	—	50,544	96,213	125,589
経常利益又は経常損失(△) (千円)	1,494	△6,622	7,130	5,310
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	1,286	△3,998	6,930	6,868
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	1.84	△5.71	9.90	9.81
総資産 (千円)	214,548	213,631	208,575	216,013
純資産 (千円)	145,735	141,736	148,666	155,534
1株当たり純資産 (円)	208.19	202.48	212.38	222.19

- (注) 1. 当社は、2020年2月28日開催の臨時株主総会決議において、定款の一部変更を決議し、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図ることを目的として、決算期を9月30日から6月30日に変更いたしました。従って、第5期につきましては、2019年10月1日から2020年6月30日までの9ヶ月間の実績となっております。
2. 当社は、2021年11月15日付で普通株式1株につき350株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期(2019年9月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)並びに1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社アンサー倶楽部	60,000 千円	当社直接 100.0%	売買再販事業 賃貸管理事業 リフォーム事業
株式会社アンサープロパティ	3,000 千円	当社直接 100.0%	売買再販事業 賃貸管理事業

(注) 1. 株式会社 four leaf clover につきましては、2022 年 4 月 1 日に株式会社アンサー倶楽部と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アンサー倶楽部
特定完全子会社の住所	福岡県北九州市小倉北区三郎丸三丁目 12 番 12 号
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	153,700 千円
当社の総資産	216,013 千円

(4) 対処すべき課題

当社は、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

① コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させステークホルダーとの良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。そのため、機関構成に監査役を設置し、客観的かつ中立的な視点から経営監視を実施し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。監査役への情報提供のより一層の充実を図り、今後も経営の基盤強化及び企業体質の健全性を高めてまいります。

② 人材の確保及び育成

当社は、人材が重要な経営資源であると考えており、継続的に企業価値を向上していくためには、優秀な人材の安定的な確保・育成が課題であると認識しております。そのため、各子会社において、各種メディア等を活用し新卒及び経験者の採用活動を強化するとともに、宅地建物取引士の資格取得をはじめとして、従業員の育成に注力しております。また、DXを積極的に活用することで業務の標準化・効率化を図り、経験の浅い人材でも業務を行うことができる仕組みを構築してまいります。

③ 内部管理体制の強化について

当社は、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があり、内部統制やリスク管理をはじめとする内部管理体制の強化が課題であると認識しております。そのため、企業規模拡大を見据え、各子会社及び各部門の内部管理体制の整備と適切な運用を推進しております。また、経営の公正性及び透明性を確保するため、内部監査部門による定期的な内部監査等を実施し、内部管理体制の強化及び改善に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022 年 6 月 30 日現在)

各子会社の経営及び管理を行っております。

(6) 主要な営業所 (2022 年 6 月 30 日現在)

① 当社

本店：福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目 15 番 46 号

主たる事業所：福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 17 番 5 号

② 主要な子会社の事業所

株式会社アンサー倶楽部 本店：福岡県北九州市小倉北区三郎丸三丁目 12 番 12 号

株式会社アンサープロパティ 本店：福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目 15 番 46 号

(7) 使用人の状況 (2022 年 6 月 30 日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5 名	1 名増	38.8 歳	1 年 3 ヶ月

(8) 主要な借入先の状況 (2022 年 6 月 30 日現在)

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	41,173 千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022 年 6 月 30 日現在)

- ① 発行可能株式総数 2,800,000 株
- ② 発行済株式の総数 700,000 株
- ③ 株主数 4 名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
三谷 俊介	685,000	97.86
石原 孝七郎	7,000	1.00
前田 啓美	7,000	1.00
株式会社ブロードウッド	1,000	0.14

(注) 自己株式は保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022 年 6 月 30 日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼務の状況
代表取締役社長	三谷 俊介	株式会社アンサー倶楽部 代表取締役社長 株式会社アンサープロパティ 代表取締役社長
専務取締役	石原 孝七郎	営業部部长 株式会社アンサー倶楽部 専務取締役 株式会社アンサープロパティ 代表取締役
常務取締役	前田 啓美	総務部部长 株式会社アンサー倶楽部 常務取締役 株式会社アンサープロパティ 取締役
取締役	吉行 亮二	株式会社ブリングラック 代表取締役 メディア総研株式会社 社外取締役 株式会社メディアシステム 社外取締役
監査役	相浦 圭太	税理士 株式会社アンサー倶楽部 監査役 株式会社アンサープロパティ 監査役 税理士法人T Aパートナーズ 代表社員 books project 株式会社 代表取締役 岡野バルブ製造株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 吉行 亮二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 相浦 圭太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 相浦 圭太氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	31,800 (1,800)	31,800 (1,800)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	1,200 (1,200)	1,200 (1,200)	— (—)	— (—)	1 (1)
合計 (うち社外役員)	33,000 (3,000)	33,000 (3,000)	— (—)	— (—)	5 (2)

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 吉行 亮二氏は、株式会社ブリングラックの代表取締役であり、メディア総研株式会社、株式会社メディアシステムの取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 相浦 圭太氏は、当社の子会社である株式会社アンサー倶楽部及び株式会社アンサープロパティの監査役であります。また、同氏は、税理士法人T Aパートナーズの代表社員、books project 株式会社の代表取締役であり、岡野バルブ製造株式会社の監査等委員である社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉行 亮二	当事業年度において開催された取締役会 18 回の全てに出席いたしました。経営者としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、豊富な知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点にて、適宜質問・助言を行うことなどにより、経営の監督とチェック機能を担っております。
監査役	相浦 圭太	当事業年度に開催された取締役会 18 回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、主に会計上・税務上検討を要する点を中心に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。

ハ. 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、当社グループの業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおいて、業務執行を行う取締役は、各社の取締役会規程に従い、重要な業務執行については、取締役会の承認を求めるほか、業務執行に際して認識した、法令・定款違反及び重大な損害が発生したこと又は発生する可能性、自己の行った重要な業務執行その他業務執行に係る重要な事実を取締役会における報告その他の方法により取締役・監査役に報告する。
- ② 当社グループにおいて、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として経営会議を設置し、適正かつ効率的な意思決定が可能な体制を構築する。同会議には監査役が出席し、必要なときには意見を述べるができることとする。
- ③ 当社は、社内組織として内部監査室を設置し、当社グループの会計及び業務における法令遵守状況等の監査を実施するとともに、結果について経営会議に報告する。

- ④ 当社グループの社員を対象とした法令・ルール遵守教育を、E - ラーニングや階層別研修等の方法により実施する。
 - ⑤ 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たず、かつ不当要求等の介入に対しては、警察等外部専門機関との緊密な連携のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わないものとし、反社会的勢力への対応につきマニュアル等にてその方針を明確化して周知・徹底を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社グループにおいて、取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程及びその他の規程に従い、文書又は電磁的記録により作成・保存・管理するものとし、これにより取締役の職務執行に係る情報へのアクセスを確保する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループにおいて、各社がそれぞれのリスク状況について分析を行うとともに、子会社については、当社の所管部門がその報告を受けて対応の進捗管理を行うこととし、また、内部監査室による監査の対象とする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループにおいて、取締役会規程及びその他の規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に取締役の職務の執行が行われる体制をとり、取締役会では経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督する。
 - ② 子会社に関する事項についての当社及び子会社の権限分配及び意思決定手続を明確化する。
- (5) 当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループは、健全かつ円滑な運営のため、当社、子会社管理規程及びその他の規程により、事前に各子会社が当社の承認を要する事項及びその他の事項に関する意思決定手続等を明確にする。また、主要な子会社にも子会社管理規程等の内容を踏まえた規程を整備させ、当該整備状況を、内部監査室による監査の対象とする。
 - ② 内部監査室が定期的に各子会社の監査を実施し、法令遵守、リスク管理及びその他の業務処理が適正に行われていることを確認する。当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 当社グループにおいて、監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。当該社員の配置・異動・人事評価にあたって監査役の意思が反映される体制をとる。

- (8) 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び社員は、監査役監査規程及びその他の規程に従い、当社監査役が報告を要請した事項、内部監査部門が行った内部監査の結果、重要なリスク情報、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある危機情報等を当社監査役に報告する。

- (9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報制度規程に基づき、監査役への報告をした者が、当該報告したことを理由として不利益な取扱い（解雇、降格、減給、配置転換その他の人事処分のほか、あらゆる報復措置等を含む。）を受けない旨を定め、実効性を確保する。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

貸借対照表

(2022 年 6 月 30 日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	【54, 189】	【流動負債】	【29, 448】
預金	35, 857	未払金	5, 500
売掛金	13, 959	未払費用	5, 721
未収入金	171	1 年内返済予定の長期借入金	10, 143
前払費用	1, 956	預り金	610
仮払金	2, 244	賞与引当金	75
【固定資産】	【161, 824】	未払消費税等	7, 033
(投資その他の資産)	(161, 824)	未払法人税等	364
関係会社株式	156, 700	【固定負債】	【31, 029】
差入保証金	3, 038	長期借入金	31, 029
繰延税金資産	2, 086	負債合計	60, 478
		純資産の部	
		【株主資本】	【155, 534】
		資本金	100, 000
		利益剰余金	55, 534
		(その他利益剰余金)	(55, 534)
		繰越利益剰余金	55, 534
		純資産合計	155, 534
資産合計	216, 013	負債純資産合計	216, 013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		125,589
売上総利益		125,589
販売費及び一般管理費		120,172
営業利益		5,417
営業外収益		
受取利息	102	
その他	245	348
営業外費用		
支払利息	454	454
経常利益		5,310
税引前当期純利益		5,310
法人税、住民税及び事業税	364	
法人税等調整額	△1,921	△1,557
当期純利益		6,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	48,666	48,666	148,666	148,666
当期変動額					
当期純利益	—	6,868	6,868	6,868	6,868
当期変動額合計	—	6,868	6,868	6,868	6,868
当期末残高	100,000	55,534	55,534	155,534	155,534

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) 引当金の計上基準

当社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

子会社に対する経営指導収入につきましては、契約に基づき役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。これは日常的な反復サービスであり、契約における義務を履行するにつれて便益を享受すると考えられるためです。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。

なお、収益認識会計基準等の適用による当事業年度に与える影響はありません。また、利益剰余金の当事業年度の期首残高に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権	14,131 千円
(2) 関係会社に対する金銭債務	623 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	125,589 千円
販売費及び一般管理費	6,492 千円
営業取引以外の取引高	102 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	700,000 株
------	-----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	25 千円
繰越欠損金	3,727
その他	130
繰延税金資産小計	3,883
評価性引当額	△1,797
繰延税金資産合計	2,086

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入より調達しております。

当社は、経理規程並びに与信管理及び債権管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、借入金等については、各金融機関の借入金利一覧表を作成し、金利状況をモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額156,700千円）は含まれておりません（※2）をご参照ください。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 （※1）	時価	差額
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	41,173	41,173	—

（※1）「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未払金」、「預り金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（※2）以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	156,700

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社アンサー倶楽部	（所有） 直接 100％	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取 （注 1）	122,886	売掛金	13,765
				業務委託料の支払 （注 1）	6,492	未払金	595
子会社	株式会社アンサープロパティ	（所有） 直接 100％	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取 （注 1）	2,112	売掛金	193
子会社	株式会社 four leaf clover	（所有） 直接 100％	役員の兼任 経営管理等	経営指導料の受取 （注 1， 2）	591	—	—

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料の受取及び業務委託料の支払に関する契約に基づき、合理的に決定しております。

（注） 2. 2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社子会社の株式会社アンサー倶楽部は、株式会社 four leaf clover を吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

（1） 1 株当たり純資産 222 円 19 銭

（2） 1 株当たり当期純利益 9 円 81 銭

10. その他の注記

該当事項はありません。

監査役監査報告

監査報告書

私、監査役は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年8月22日

株式会社アンサーホールディングス

監査役 相浦 圭太 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第7期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類承認の件

会社法第438条第2項の定めにより、当社第7期の計算書類の承認をお願いするものであります。議案の内容は、提供書面のとおりであります。なお、取締役会は、計算書類について、法令及び定款に従い、会社の財産状況及び損益の状況を正しく示しているものと認めております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設) (新 設)	(削 除) (電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 1 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化及び充実を図るため、社外監査役1名を増員することとし、つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有 株式数
まつもと かずや 松本 一哉	1974年7月23日	2002年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	—
		2006年6月	公認会計士登録	
		2022年3月	㈱MBBR設立 代表取締役社長（現任）	
		2022年3月	松本一哉公認会計士事務所 開設 代表（現任）	
		2022年3月	オングリットホールディングス㈱ 社外監査役（現任）	
		2022年3月	㈱M・E・M 社外取締役（現任）	

- （注）1. 新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松本 一哉氏は社外監査役候補者であります。
4. 松本 一哉氏を監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務および会計に関する豊富な知識を有しており、企業経営に関する豊富な経験と専門的な知識を当社の監査体制の強化に生かせると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役の実任契約

当社は監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

以 上